

トマス・ハーディと法律

吉井 浩司郎

(1)序

ハーディと法律と言えば、ハーディは小説家としての出発点の頃から法律には関心があったようだ。例えば、*Desperate Remedies* と *Under the Greenwood Tree* とを Tinsley 社から出版していた頃の事情をまず調べてみよう。

ハーディの幻の処女作 *The Poor Man and the Lady* の出版を巡って当時 Chapman and Hall 社の編集顧問⁽¹⁾をしていた George Meredith から、文学上に仕事を残したいのなら、社会改良の旗幟^{きし}を鮮明にしないで、もっと入念な筋立ての芸術的な作品を書く方がよい、なぜなら因襲的な書評家から総攻撃を受けて作家としての将来が損なわれてしまうからだ、という旨の助言⁽²⁾を受け、ハーディはこの処女作の出版を断念した。そしてその助言に従って創作したのが *Desperate Remedies* であり、この作品を Tinsley 社から出版する際、当時のハーディの全財産123ポンドのうち75ポンドを前金としてハーディが支払うという条件で出版にこぎ着けたのであった⁽³⁾。ティンズレイ社はこの作品を500部印刷し、そのうちの370部が売れたので、75ポンドの前金のうちの60ポンドの小切手をハーディに送ってきたのであった⁽⁴⁾。この頃のハーディはまだ建築の仕事に従事

していたのであり、小説家としてのこのような出発ではあまり将来性を感じることができず、次作 *Under the Greenwood Tree* を制作していたものの、積極的に出版しようとは思っていなかった。次にティンズレイと会ったとき、ティンズレイから乞われるままに、*Under the Greenwood Tree* の原稿を見直しもせずにティンズレイに送ってしまう。すると、*Under the Greenwood Tree* の版權としてティンズレイから30ポンドが送られてきたのである。その後追加の10ポンドが送られてきた。結果、ハーディは *Under the Greenwood Tree* の版權をティンズレイ社にわずか40ポンドで売ってしまったのである。この経験が引き金になってハーディは版權に関する書物を購入し、出版社と出版契約を結ぶとき、版權に関する法律を勉強してその後不利を被ることを回避しようとしたようである。⁽⁵⁾

以上の経験が、ハーディの関心をその後法律に向かわせたかどうかは分からないが、小説家になる以前からハーディはジョン・スチュアート・ミルの愛読者であったことの方がハーディの関心を法律問題に向かわせたことは十分に考えられる。例えば、*The Life of Thomas Hardy* によれば、1865年のある日ハーディは、ロンドンの Covent Garden で、国会議員選出選挙の候補者であったジョン・スチュアート・ミルの演説を聞いているのであるが、その時の様子を *The Life* は以下のように記述している。

It was a day in 1865, about three in the afternoon, during Mill's candidature for Westminster. The hustings had been erected in Covent Garden, near the front of St. Paul's Church; and when I—a young man living in London—drew near to the spot, Mill was speaking. The appearance of the author of the treatise *On Liberty* (which we students of that date knew almost by heart) was so different from the look of persons

who usually address crowds in the open air that it held the attention of people for whom such a gathering in itself had little interest.⁽⁶⁾

上掲の引用中にあるように、ハーディはミルの『自由論』をほぼ暗唱していたほどのミルの著作の愛読者であったようである。また Fred Reid は、ハーディは *The Life*. の中でミルの著作のうち *On Liberty* についてしか言及していないが、ミルの他の著作も読んで知っていたろう、と指摘している。⁽⁷⁾ 従って、ハーディはミルの *The Subjection of Women* (『女性の隷従』)⁽⁸⁾ の内容にも精通していたと見ていいだろう。そして以下は、この『女性の隷従』の書き出しとその浅見公子氏の訳である。

The object of this Essay is to explain as clearly as I am able, the grounds of an opinion which I have held from the very earliest period when I had formed any opinions at all on social or political matters, and which, instead of being weakened or modified, has been constantly growing stronger by the progress of reflection and the experience of life: That the principle which regulates the existing social relations between the two sexes—the legal subordination of one sex to the other—is wrong in itself, and now one of the chief hindrances to human improvement; and that it ought to be replaced by a principle of perfect equality, admitting no power or privilege on the one side, nor disability on the other.⁽⁹⁾

「この小論の目的とするところは、わたくしがいやしくも社会的なまたは経済的な事柄について意見を持ちはじめた最も初期の頃から心に抱き続け、人生についての反省や体験が深まることによって、弱められたり、修正されたりする代わりに、絶えずより強まってきている一つの考えの根拠を、できるだけ明快に説くことなのである。

すなわち、両性間の現在の社会関係を規制している原理——一方の性が他方に対して法律的に従属するという——は、それ自体において誤りであり、また、現在、人類の進歩発展に対する主たる障害物の一つとなっているものなのである。そして、この原理は、一方の側に何らの権力ないし特権をも認めず、また他方の側に何らの無能をも認めないところの、完全な平等の原理によって置き換えられるべきである。⁽¹⁰⁾」

このように、『女性の隷従』の書き出しは、男女の完全な平等こそが実現されるべき課題であると高らかに宣言しているのである。

ミルは、1851年にハリエット・テイラー夫人と結婚するときに、当時の結婚法に反対しているのだが、Mary Lyndon Shanley が紹介しているのを次に見てみよう。

When John Stuart Mill and Harriet Taylor married in 1851, Mill wrote out a formal protest against the laws that would govern their marriage. He objected to

the whole character of the marriage relation as constituted by law... for this amongst other reasons, that it confers upon one of the parties to the contract, legal power & control over the person, property, and freedom of action of the other party, independent of her own wishes and will... [H]aving no means of legally divesting myself of these odious powers... [I] feel it my duty to put on record a formal protest against the existing law of marriage, in so far as conferring such powers; and a solemn promise never in any case or under any circumstances to use them.⁽¹¹⁾

ジョン・スチュアート・ミルとハリエット・テイラーとが1851年に結婚するとき、ミルは、彼等の結婚を司る法律に対して正式の抗議を表明した。彼は反対した、

法に定められている婚姻関係の性格全般に、(反対理由が様々ある内、特に以下の理由によって。)法律は、婚姻契約の当事者の一方の側に他方の側の肉体、財産、行動の自由を法的に管理する力を付与している、女性(妻)の自由意志を無視して。これらの憎むべき権力を法的に放棄する手段がないので、私は、そのような権力を男性の側に付与している点において、現行の結婚法に対して正式の反対声明をここに記すのが私の義務だと思う。そしていかなる場合にも、いかなる状況においてもこれらの権力を行使しないことを厳粛に約束することもここに記す。

ジョン・スチュアート・ミルと言えば、フェミニズム運動の指導者であり、彼の『女性の隷従』は当時の女性運動のバイブルであったと言われている。男女の「完全な平等の原理」を主張し、女性(妻)の権利を一切認めない当時の結婚法に反対するミルの考え方は間違いなくハーディに影響を及ぼしたであろうことは推測できる。例えば、後で具体的に見る *Far from the Madding Crowd* の女主人公バスシバの結婚観の中にハーディがいかに影響されて作品の中に盛り込んでいるかが見て取れる。

ところで、ハーディが法律の問題に相当な関心を持っていたこと、また、ハーディがドーチェスターでの治安判事として1884年～1919年まで、また、ドーセット州での治安判事としては1894年～1916年まで、勤めていたこと、等が近年明らかにされている。ハーディがいかに法律に関心を持ち、様々な手段を駆使して法律に関する知識、情報を収集し

たかについて、Harold Orel⁽¹²⁾ や William A. Davis⁽¹³⁾ や Trish Ferguson⁽¹⁴⁾ らが明らかにしているが、中でも William A. Davis が最も詳細な研究を発表している。その Davis によれば、ハーディは当時の裁判記録等を丹念に調べた内容とか、治安判事としての経験から知り得た法律上の知識を小説の中に生かしているというのである。また、ハーディには裁判官や弁護士を職業とする友人があり、彼らから法律上の知識を得たり確認したりしたという。また、the *Times* や the *Dorset County Chronicle* に掲載されている裁判報告を調べたり、様々な裁判を傍聴したりという具合に、様々な方法を利用して法律上の知識を蓄積したようである。その調査した結果を“Literary Notes III: Facts from Newspapers, Histories, Biographies, other Chronicles (mainly Local)”にまとめ上げ、ここに記録された情報を元にして、小説を創作する際に法律の問題を正確に扱った、というのである。因みに、William A. Davis は、“Hardy was, in fact, an active magistrate longer than he was a practicing novelist.”⁽¹⁵⁾とまで言っているのである。

それでは、法律の問題がハーディの小説の中でどのように扱われているのか具体的に見ていこう。

(2) 小説に扱われている法律問題

ハーディのそれぞれの小説の主題が何であるかについて検討するとき、我々は、それぞれの主題には法律の問題が潜んでいることに気づかされる。例えば、*Far from the Madding Crowd* (1874) をまず最初に取り上げてみよう。この作品の主題、すなわち、男性のいかなる生き方が女性との結婚に至るかということが、三つの恋愛模様を描くことによって示されている。ゲイブリエル・オークとバスシバとの恋愛、ボールドウッドのバスシバに対する一方的な恋愛、サージャント・トロイとバスシ

バとの恋愛と結婚およびその結婚の破綻、これらの三様態の恋愛が描かれて、オークの、実生活に裏打ちされた、堅忍不拔の献身的なバスシバに対する愛が彼女の心を最終的に射止めるという内容になっている。しかし、これは、三人の男性の生き方に焦点を当てた場合の解釈であって、女性のバスシバに焦点を当てると、この作品で描かれる恋愛と結婚との別の側面が浮かび上がってくる。例えば、ハーディはオークとバスシバとの最初の恋愛を次のように描くことによって、当時の結婚制度（すなわち、女性は結婚と同時に夫の所有財産となってしまうという制度）にももの申す姿勢を示している。

バスシバが伯父の死によって伯父の農場の経営権を相続する以前、伯母の家に遊びに来ていたときに、当時酪農場の経営者であったオークと知り合い、彼から求婚されたときに、次のように応える。

“I hate to be thought men’s property in that way, though possibly I shall be had some day.”⁽¹⁶⁾

「私はそんな風に男性の所有物だと思われるのが大嫌いなの。いつかは男性に所有されることには多分なるんでしょうけど。」

独立心旺盛なバスシバは、結婚と同時に女性は夫の所有物となるという当時の結婚制度に同意できないのである。上の引用はそのようなバスシバの考え方を示していると同時に、当時の結婚制度に対するハーディの不同意の考えも間接的ながら示していそうである。そればかりか、伯父の農場を相続したあとバスシバが女農場主として澁刺としてデビューしたのに、トロイ軍曹の妻となると、彼女の一切の所有財産はトロイのものになってしまい、農場経営の表舞台から身を引かざるを得ない、また、既に指摘したが、彼女自身夫トロイの所有財産になってしまうという女性の妻としての立場（coverture）に対してもハーディは不同意を表明し

ているのである。

次に、*The Woodlanders* (1887) について見てみよう。この作品の中で扱われている法律上のトピックスは、離婚法である。ここで扱われるのは「1857年の離婚法」である。この法律の内容を確認しておくと、こうである。

ヴィクトリア時代のイギリスで初めて成立した離婚法であるが、**sexual double standard** の甚だしい法律であった。例えば、妻は姦通を犯しただけで離婚されたのに、夫の姦通は次の4つのいずれか1つと重ならないと、妻は離婚を申し立てることができなかつた⁽¹⁷⁾。

- ①近親相姦
- ②別居が許されるような虐待
- ③重婚
- ④もっともな理由なくして妻を2年間以上遺棄すること（妻の同意を得ずに別居すること）

但しこの法律は妻の所有権という点で、次のような前進も見られた。つまり、別居中かあるいは遺棄された妻の財産を保護するための条項を含む。すなわち、夫と別居中の女性が別居後に相続したり取得したいかなる財産をも自由に使用できるということを保証している。

この法律のどのような内容がこの作品の物語と関連してくるかを見てみよう。

グレースという妻がありながら、チャーモンド夫人が昔の恋人であったことから深い関係になり挙げ句の果てに大陸に駆け落ちしてしまったフィッツピアズをグレースから何とか離婚させようとグレースの父メルベリーは奔走するが、結局、フィッツピアズの行為が離婚を許すほど残酷なものではなかったことを知ることに終わる。精神的な意味での残酷さは当事者にとっても判決を下す判事にとっても主観性が入り込む問題であっただけに証明しづらいものであった、とデイヴィスは述べて

⁽¹⁸⁾
いる。

The Mayor of Casterbridge (1886) においては、巡回裁判の場面が出てくる。それは、教会のそばで小便をした咎で訴えられた *furnity woman* を治安判事のヘンチャードが裁こうとする場面で、ヘンチャードが逆にその女から20年前の妻子売却の犯罪を暴露されて、潔く、治安判事の椅子から降りてしまうのである。ヘンチャードが治安判事をするこの場面は、ハーディ自身がドーチェスターで治安判事をしてきた経験が生かされている、という。

巡回裁判と言えば、ハーディの短編に “On the Western Circuit”(「西部巡回裁判途上にて」) という作品がある。これは *Life's Little Ironies* (1894) に収められている作品で、作品最後に “Autumn 1891” と記されているので、1891年の作ということになる。この作品はタイトルに巡回裁判とあるが、内容は裁判を扱っているわけではない。メルチェスター（実名ソールズベリー）の祭りの夜に、回転木馬に乗った Anna という女中見習いの娘に、巡回裁判の途上にこの町に滞在中の弁護士兼判事の若者 Charles Bradford Raye が心奪われて、互いに知り合いになり、そのあと、レイがロンドンに帰ってから、二人の間で文通が続き、やがては、結婚に至るという筋書きだが、その実、アンナは無学文盲で、彼女の女主人の Mrs. Harnham に手紙の代筆を頼んだのであった。ハーナム夫人は裕福なワイン商人を夫に持ち、アンナに泣きつかれて、仕方なく代筆を続けるうち、つつい彼女の毎日の生活の不満のはげ口として本音の恋心を手紙にしたためてしまい、それがレイの心を虜にしたのであった。レイは、結婚登記所で結婚式を挙げた日に、自分の文通の相手がアンナの companion (付添人) 兼 witness (立会人) として来ているハーナム夫人であったことを知り、自分の妻となったアンナは手紙一つ書けないことを知るに至る。そしてこの短編は、新婚旅行で Knollsea に向かう列車の客となっているレイとアンナとの会話で幕を閉じている。

‘What are you doing, dear Charles?’ she said timidly from the other window, and drew nearer to him as if he were a god.

‘Reading over all those sweet letters to me signed “Anna,” ’ he replied with dreary resignation.⁽¹⁹⁾

次に、節を改めて、*Tess of the d'Urbervilles* と *Jude the Obscure* とを見てみよう。

(3) *Tess of the d'Urbervilles* と *Jude the Obscure* とにおける法律問題

『テス』における法律の問題で第一に扱われなければならないのは、テスの人生と運命とを決定づけてしまったチェイスの森の事件であろう。この事件がテスに対するアレックによる誘惑 (seduction) なのか強姦 (rape) なのか、ハーディ小説の研究の中では長らく論争が続いて来ていたが、William A. Davis の *Thomas Hardy and the Law* が出版されて、ほぼ決着がついた、と言っていいだろう。

これまで、この事件がどのように解釈されてきたかを、すべての研究者の研究を調べ上げたわけではないものの、調査結果をここに示してみよう。

筆者が調査した54名の研究者のうち、seduction と解釈する者37名、rape とする者13名、seduction か rape か判断できないとする者6名、そして、seduction でありかつ rape とするもの1名、という内訳である。これで57名となるのだが、それは、seduction か rape か判断できないとしていた Leon Waldoff と Peter Widdowson が二人とも seduction に解釈を変更しており、また、seduction だとしていた Richard Nevesvari が rape に解釈を変更しており、これら3名が二重にカウントされているからで

ある。

以上の54名の中には含まれていないデイヴィスの議論がいかにかに決定的かを述べておこう。デイヴィスは当時の法律を根拠に rape だとするのである。

If the woman is asleep when the connection takes place, she is incapable of consent, and although no violence is used, the prisoner may be convicted of rape, if he knew that she was asleep.⁽²⁰⁾

眠っている女性を犯した場合、その女性は男性に対して consent (同意) を意思表示できないので、rape となるのである。

テスがアレックに犯される前後の状況を見よう。

縁日兼市の日にテスは仲間の労働者たちと共に Chaseborough に遊びに行き、その帰りにひょんなことから喧嘩になってしまい、そこを馬に乗ったアレックに助けられて、The Chase の森に分け入っていくのであるが、それが、アレックがテスを犯すか誘惑するかの目的であったかどうかは定かではない。街道 (the highway) から分かれて Trantridge へ向かう小道を歩き過ぎたのは、馬でちょっとばかり散歩しようと思ったからだ、とアレックはテスに言っているが、この流れは seduction の雰囲気を読者に感じさせる。このような作品の展開が seduction だと解釈する研究者が多い理由だろうと考えられる。しかし seduction であったのか rape であったのかを判断するためには、実際の事件が起こった時のテスがどうであったかをもっと詳細に見てみる必要がある。アレックは「チェイスの森」の中で道に迷ってしまったので、寒いと言うテスに自分の上着を着せ、枯れ葉を集めてテスをそこに休ませ、それから自分の位置を確かめるためランドマークとなるものを探しに行き、位置が分かったので、テスのいる所に迷いに迷い、探しに探して戻ってくるのであ

る。そしてアレックはぐっすり眠り込んでいるテスを見つけるのである。

(21)

She was sleeping soundly, and upon her eyelashes there lingered tears.

この後、テスがアレックに犯される場面の描写は一切ない。それは、ヴィクトリア時代の性の道徳観の限界と言うべきか。語り手は、次のように暗示的に語るのみである。

Why was it that upon this beautiful tissue, sensitive as gossamer, and practically blank as snow as yet, there should have been traced such a coarse pattern as it was doomed to receive; why so often the coarse appropriate the finer thus, the wrong man the woman, the wrong woman the man, many thousand years of analytical philosophy have failed to explain to our sense of order.⁽²²⁾

以上の記述から読者は、テスに対するアレックによる rape 事件が起きたことを理解するよう求められているのである。そしてチェイスの森の事件が seduction であれ rape であれ、ヴィクトリア時代の性の道徳観からすれば、一度過ちを犯してしまった女性は fallen woman というレッテルを貼られざるを得ないのである。そして、ヴィクトリア時代には、独身女性及び既婚女性と、fallen woman との間には越えがたい溝があったのである。その点をこの作品の語り手は次のように述べてこの章を閉じている。

As Tess's own people down in those retreats are never tired of saying among each other in their fatalistic way: 'It was to be.' There lay the pity of it. An immeasurable social chasm was to divide our heroine's

personality thereafter from that previous self of hers who stepped from her mother's door to try her fortune at Trantridge poultry-farm.⁽²³⁾

そしてこのヴィクトリア時代の性の道徳観がテスを不幸へと追いやるのである。例えば、テスとエンジェル・クレアとが結婚式を挙げたその夜、二人による互いの過去の過ちを告白し合う場面に象徴的に示されている。この場面におけるエンジェルの告白内容は「ロンドンに滞在中、懷疑心と困難とによって、波にもまれるコルクのように揉みくちやにされた時」丸二日間商売女と遊んだ、しかしそれ以来二度と同じ過ちを繰り返さなかった、というものであり、それは「チェイスの森」の事件についてのテスの告白内容と同種のものであった。にも拘らず、テスはエンジェルを許したのに対して、エンジェルはテスを許さず、「僕の愛していたのは君ではない」「君の姿をした別の女性だ」(p. 255)と態度を豹変させてしまう。エンジェルのこれらの台詞は、エンジェルが愛していたのは「澁刺とした清純な自然の乙女」(p. 148)としてのテスであって、テスの告白が明らかにした a fallen woman としてのテスではないことを示しており、と同時に、この種の過ちにおいては男性は不問に付されるのに対して女性は許されないというヴィクトリア朝期の double standard をエンジェルが体現する人物であることをも示している。すなわち、この場面においてエンジェルの内面を支配するヴィクトリア朝期の double standard がエンジェルをしてテスを拒絶せしめ、その結果、テスが苦難に満ちた人生行路を余儀なくされたとして、ハーディはこの double standard を糾弾しようとしているのである。

次に、*Jude the Obscure* の場合を見てみよう。

この作品において扱われる法律の問題は、この作品の1912年の“Postscript”に次のように明確に述べられている。

The marriage laws being used in great part as the tragic machinery of the tale, and its general drift on the domestic side tending to show that, in Diderot's words, the civil law should be only the enunciation of the law of nature (a statement that requires some qualification, by the way), I have been charged since 1895 with a large responsibility in this country for the present 'shop-soiled' condition of the marriage theme (as a learned writer characterized it the other day). I don't know. My opinion at that time, if I remember rightly, was what it is now, that a marriage should be dissolvable as soon as it becomes a cruelty to either of the parties—being then essentially and morally no marriage—

結婚法が、おおむね、この物語の悲劇的装置として利用されており、家庭という問題について言うなら、この作品の趣旨は、次のことを示すことである。すなわち、デイドロの言葉を借りるなら、民法は自然の法を表明したものにすべきだ、ということだ（ところで、この表現はいささか斟酌する必要があるけれども）。そして私は、1895年以降この国で、結婚の問題が「棚晒し状態」になっていることに関して、大いに責任があるとされている。それはどうなのだろうか。私のあのころの意見は、現在でもその考えに変更はないが、私の記憶に間違いがなければ、こうだ。すなわち、結婚は、当事者のいずれかの側にとって残酷なものになった時点で、解消できるものでなければならない、ということだ。なぜなら、その結婚は、その時点でもはや本質的にも道徳的にも結婚とは呼べないからである。

この作品で扱われている法律問題を更に具体的に言うなら、*The Woodlanders* の場合と同様に、「1857年の離婚法」である。主人公たち

二組の離婚訴訟を通して、この離婚法が改正される必要があることが主張されている。

ジュードとアラベラとの離婚については、それが成立した旨の言及があるのみ、また、スーとフィロットソンとの離婚もいかにして成立したかの描写は一切ない。ただ、スーの以下の台詞があるのみで、語り手（＝ハーディ）は離婚問題をさり気なく扱っている。

“That the decree nisi in the case of Phillotson versus Phillotson and Fawley, pronounced six months ago, has just been made absolute.”⁽²⁴⁾

上掲の引用中の“the case of Phillotson versus Phillotson and Fawley”という訴訟は、Rosemarie Morgan が解説しているように、Richard Phillotson 対 Mrs. Phillotson（すなわちスーのこと）とその恋人 Jude Fawley という訴訟で、スーがジュードという恋人を作って駆け落ちし、更には、夫フィロットソンが許すというのにスーが従わなかったということで、フィロットソンが妻とその恋人ジュードを相手取って起こした離婚訴訟を意味している。主人公たちに適用される離婚法は the Divorce Act of 1857 であって、この離婚法の下では、スーは adultery と夫に対する不服従という咎で、またジュードは人妻を seduction したという咎で裁判で裁かれた後でなければ彼ら二人は法律上自由の身となって結婚できる条件が整わないのである。しかし、この離婚訴訟内容はスーとジュードとの関係の実態を反映するものでは決してない。スーは adultery を犯した訳でもないし、ジュードもスーを seduction した訳でもない。the Divorce Act of 1857 の下では、全く無実の彼らが法律上罪人にならなければ、スーとフィロットソンとの離婚が成立しなかったのである。作中言及されていないが、アラベラの場合も同様であつたと推測される。

更に William A. Davis が指摘するのは、主人公たちは裁判に際して、

実際を偽って、言い換えれば“collusion”(共謀罪)という罪を実際に犯してまで、離婚を勝ち取っているというのである。

(4) 結び

以上見てきたところから明らかなように、ハーディが関心を寄せる法律の問題は各作品の主題に深く関わっている。しかし最後に、法律の問題に焦点を絞って作品を見ていくことの功罪の罪の点を指摘しておきたい。それは、テスの処刑後のことについてである。テスはアレック殺害後エンジェルと共に逃亡し、ストーンヘンジに着いて、自分の死後、妹の Liza-Lu と再婚して欲しいとエンジェルに懇願しているが、その願いが法的に見てどうか、という問題である。

これについて、Judith Weissman が次のように指摘している⁷⁾。Weissman は、1880年代に盛んに議論されていた法律上の問題、つまり、亡くなった妻の妹と再婚することは法的に有効か無効か、すなわち、法律に違反するか否か、という問題を取り上げて『テス』の最後の場面の問題に光を当てている。つまり、当時の議論では妻の妹と再婚することは近親相姦になるということで、法律違反になる、と Weissman は指摘している。ということは、テスは絞首刑にされた上に、彼女の死後の願いまで法律によって否定された、ということになるのである。果たして、この作品の読者たちはこのような結末に納得できるだろうか。あまりに救いが無さ過ぎる結末ということになるのではなかろうか。

それとも、このような結末を通してハーディは、『ジュード』の場合と同様に、法律の改正を求めている、などと言えるだろうか。

注

- (1) 石川康弘著『トマス・ハーディーその知られざる世界―』（北星堂書店、1999年）、p. 21.
- (2) Florence Emily Hardy, *The Life of Thomas Hardy* (London and Basingstoke: the Macmillan Press Ltd., Reprinted in 1973, First published in 1962), p. 61.
- (3) *Ibid.*, pp. 83–85.
- (4) *Ibid.*, p. 88.
- (5) *Ibid.*, pp. 89–90.
- (6) *Ibid.*, p. 330.
- (7) *Ibid.*, p. 58 and p. 330.
- (8) Fred Reid, *Thomas Hardy and History* (Palgrave Macmillan, 2017), p. 77.
- (9) John Stuart Mill, *The Subjection of Women*, Edited, with Introduction, by Susan M. Okin, (Indianapolis / Cambridge: Hackett Publishing Company, 1988), p. 1.
- (10) 浅見公子、「イギリスにおける妻の財産法上の地位（一）」『北大法学論集第12巻3号』、1962年、p. 155.
- (11) Mary Lyndon Shanley, *Feminism, Marriage, and the Law in Victorian England* (Princeton: Princeton University Press, 1989), p. 3.
- (12) Harold Orel, *The Unknown Thomas Hardy* (Brighton: The Harvester Press Ltd., 1987), pp. 127–147.
- (13) William A. Davis, *Thomas Hardy and the Law* (Newark: University of Delaware Press Ltd., 2013).
- (14) Trish Ferguson, *Thomas Hardy's Legal Fictions* (Edinburgh: Edinburgh University Press Ltd., 2013).
- (15) William A. Davis, *op. cit.*, p. 17.
- (16) Thomas Hardy, *Far from the Madding Crowd* (London: Macmillan London Ltd., 1975), p. 64.
- (17) 度会好一、『ヴィクトリア朝の性と結婚』（中公新書）、p. 78.
- (18) William A. Davis, *op. cit.*, pp. 130–131.
- (19) Thomas Hardy, *Life's Little Ironies and A Changed Man* (London and Basingstoke: Macmillan London Ltd., 1977), p. 106.
- (20) William A. Davis, *op. cit.*, p. 80.
- (21) Thomas Hardy, *Tess of the d'Urbervilles* (London: Macmillan London Ltd., 1975), p. 101.
- (22) *Loc. cit.*

- (23) *Ibid.*, pp. 101–102. この作品からの本文引用はこの版からであり、以下ページ数は引用に続けて括弧に入れて示す。
- (24) Thomas Hardy, *Jude the Obscure* (London and Basingstoke: Macmillan London Ltd., 1975), p. 203.
- (25) Rosemarie Morgan, *Women & Sexuality in the Novels of Thomas Hardy* (London and New York: Routledge, 1988), pp. 134–135.
- (26) William A. Davis, *op. cit.*, p. 17.
- (27) William A. Davis, *op. cit.*, p. 45.
- Judith Weissman, *Half Savage and Hardy and Free* (Middletown: Wesleyan University Press, 1987), p. 260.